

1) 法的根拠について

平成 26 年 1 月 31 日付質問主意書において、質問項目（1）から（3）で「法的根拠」を示すよう求めているにも拘わらず、何ら法的根拠を示していない。平成 25 年 12 月 13 日、政策創造担当部を所掌する大谷副市長が、総務常任委員長に対して、「弁護士および税理士と相談する」と発言し、「時間がほしい」と総務常任委員会を休憩して回答を待った。弁護士および税理士の回答の報告はなされないままであるが、当然回答を得たもの考える。政策創造担当部の「考える」回答ではなく、質問の通り「法的根拠」を示し、再度回答を求める。

【回答文】

鎌総第 1047 号の回答書における、（1）なぜ平成 25 年 9 月 9 日の契約時点での出資比率による消費税額でなく、平成 25 年 12 月 24 日なのか、その法的根拠は、との質問については、議会からの指摘を受け、出資比率に基づく契約時の適正な消費税額を算出するために企業連合に出資比率を明らかにする様、要請を行ってきたところ平成 25 年中に出資比率を算定するとの意向が企業連合より示された。このため、その時点で示される出資比率をもとに、適正な消費税額を算出し、鎌倉市契約規則その他関係法令等に基づき変更契約を締結しようとしていたものである。

なお、消費税法上、消費税額算定に必要な出資比率の確定時期がいつであるかについては、市としての検討は行っていない。従って、出資比率を算定する時期を平成 25 年 12 月 24 日として調整を行っていたことについて消費税法上の根拠があったわけではない。

本契約は、現在、契約解除に向けて、新たに契約当事者双方の合意による解除契約を締結する方法（合意解除）を採用することについて、企業連合と協議を行っているところである。

合意解除とは、「契約効力発生後に、契約当事者が、解除権の有無を問わず、契約を解消して契約がなかったのと同じ状態を作出すること」を内容として行う新たな契約（合意）であり、その基本的効果は、「契約を遡及的に消滅させること」である。民法の「契約自由の原則」の適用があることから、合意解除の内容は当事者が自由に定めることができる。

以上のように、合意解除は、契約を遡及的に消滅させるもので、契約が有効に存続することを前提にした出資比率の算定や確定などは、契約上の意味を失い、算定義務、確定義務は遡って消滅する。

次に、（2）、なぜ公契約の消費税額を算定しないで契約書記載事項修正もせず契約破棄を行うのか、その法的根拠の質問については、合意解除は「契約を遡及的に消滅させる」ものであることから、契約が有効に存続することを前提にした「9 月の契約時点での消費税額」を明ら

かにすることや「契約条項の修正」をすることなどは、契約上の意味を失うことになる。消費税額を確定したとしても、また、契約条項を修正したとしても、それらそのものが遡及的に消滅してしまうからである。

次に、(3)、今回の契約解除の責任は、どの団体にあるのか、その法的根拠の質問については、質問の「責任」が法的責任であるという趣旨であるならば、鎌倉市と企業連合との間において、いずれか一方に、または、双方に責任があるとは考えていない。

2) 契約解除手続きについて

鎌総第 1047 号の回答では、「協議して進めていくこととなるが」とある。平成 25 年 12 月 19 日の議長発言により、「自治体運営型通販サイト」事業は断念した。1 か月以上もたっているにも拘わらず、なぜ「進めてく」なのか。すでにどこまで協議が進んでいるのか、具体的な回答を求める。

【回答文】

契約解除に向けた協議については、これまで 1 月 10 日及び 30 日に事前協議を行うとともに、2 月 14 日には、契約を合意解除するための協議を依頼する文書を郵送したところである。

今後は、合意解除契約の締結に至るまで双方の協議を継続し、年度内の契約締結を目指したいと考えている。

3) 責任について

最終的な「責任」が市長にあるのであれば、今回の事件に対して、市長はどのような「責任」をとるのか。具体的な回答を求める。

【回答文】

市長は、地方自治法第 148 条の規定により市の事務を管理し及びこれを執行するとともに、同法第 154 条の規定により、その補助機関である職員を指揮監督する権限と責任を有している。行政の責任者として、今後、同様のことが発生しないよう、適正な事務の管理及び執行、職員の指揮監督に努めることで「責任」を取っていく。